

ID: 561

担当部署: 上下水道課

処分の概要	特定施設の設置計画の廃止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第12条の5		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第12条の5の規定による。 (計画変更命令) 第12条の5 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日